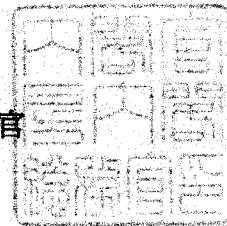


閣 総 第 7 5 1 号  
令 和 6 年 1 2 月 3 日

## 行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 Tansa  
理事長 渡辺 周 様

内閣官房内閣総務官



令和6年10月3日付け行政文書の開示請求（同月7日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

- 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
②2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内への報告にかかる記録一切。  
※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」（同封）を参照してください。
- 開示する行政文書の名称  
・「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）」  
・「安倍元総理大臣の葬儀の形式について（令和4年7月14日内閣官房・内閣府）」
- 不開示とした部分及びその理由  
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。